

## 委員の具体的なイメージ(案)

資料3-2

委員	具体的なイメージ
①薬害被害者	薬害被害者団体で活動し、薬害被害者の立場から意見を述べる知見を有する者
②薬害被害者	
③市民（医薬品ユーザー）	消費者団体で活動し、消費者の立場から広告、情報提供、消費者安全について意見を述べる知見を有する者
④医師	医師であって、大学又は医療機関等の組織の長である者
⑤医薬品評価	医療機関の医師であって、治験等の実施時又は厚生労働省・PMDAでの安全対策措置等の検討時において、医薬品の副作用の評価等の安全性評価を実施した経験を有する医師
⑥薬剤師	医療機関の薬剤師であって、医薬品の適正使用等の情報に専門性を有する者
⑦法律家・倫理専門家	医薬品医療機器法（薬機法）の制度と運用に関する専門的知識に加え、企業と医療機関のガバナンスの問題、薬害の問題について知見を有する法学者
⑧薬剤疫学	医薬品の疫学及び統計学並びに医薬品安全監視に専門性を有する、大学又は研究機関の研究者
⑨製造技術・品質マネジメント	医薬品製造時の品質マネジメントに専門性を有する、大学又は研究機関の研究者